

平成28年度第11回県政参画電子アンケート  
「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例改正」に係るアンケート結果について

1 調査概要

- アンケートテーマ 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例改正」について
- 実施期間 平成28年11月10日から11月17日
- 対象者 県政参画電子アンケート会員 954名
- 回答者数 752名(回答率 78.8%)

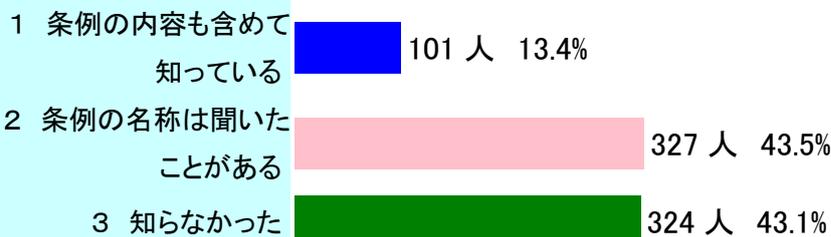
2 調査目的

この度、県が大麻の栽培免許を交付していた法人の代表者及び従業員が大麻取締法違反(不正所持・譲渡等)により逮捕されるという事件が発生しました。県は免許交付に当たり厳格な事前審査を行い、免許交付後も栽培地の監視を随時行ってきましたが、栽培に携わる者自身による犯罪行為を未然に防ぐことができませんでした。

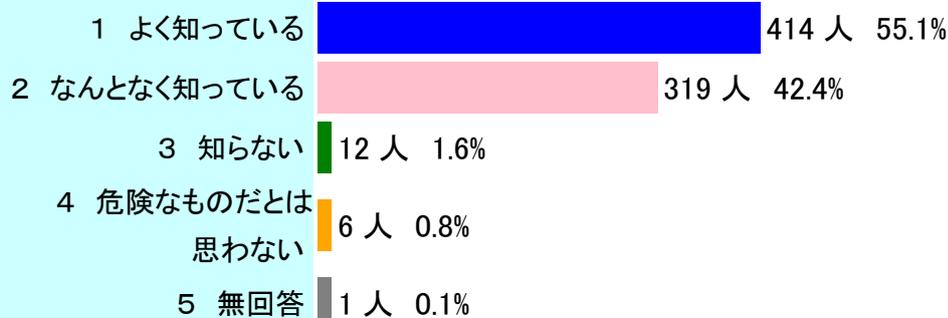
現在、県内には免許を受けて伝統的に大麻栽培を行っている者がいないこと、及び今回の事件のように行政の指導・監督には限界があることを踏まえ、本県では、条例を改正し今後一切の大麻栽培を認めないよう規制する方向で検討しています。また、大麻と同様に法律で栽培許可制度がある「けし」についても栽培されないようにする方向で検討中です。

今回、大麻栽培規制に関しての参考とするため、皆様にアンケートを実施いたしました。

【問1】「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」についてお尋ねします。



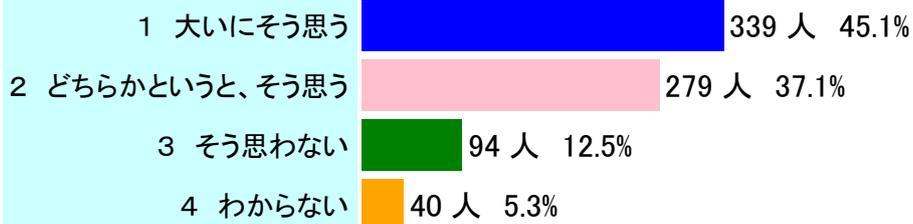
【問2】大麻を乱用すると身体や精神に悪影響があることを知っていますか。



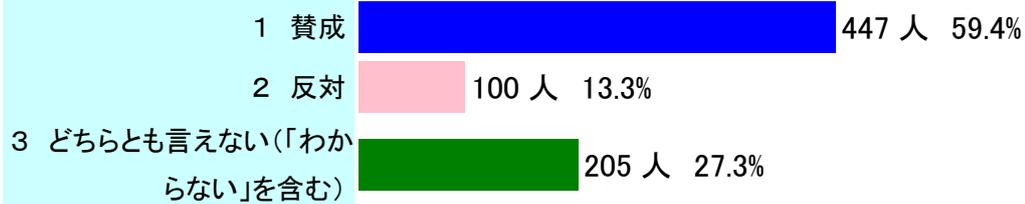
【問3】大麻の所持や使用について、身近な出来事として、  
使用を誘われた・現場を見たなどのご経験がありますか。



【問4】県内に大麻の栽培地があった場合、乱用薬物として的大麻に関心のある人達からの  
注目を集め、そうした人達が流入するなどの心配があると思いますか。



【問5】県が条例で大麻・けしの栽培を「今後一切認めないよう規制すること」に  
ついてどう思いますか。



○性別



○年齢



○市町村



○地区

